

10. 役員の報酬に関する規程

【令和2(2020)年3月25日制定】

【令和3(2021)年7月28日改定】

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人金蘭会学園(以下「本法人」という。)の寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4)役員の報酬とは、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (5)費用とは、役員としての職務執行にともない生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給及びその算定方法)

第 3 条 常勤の役員は、報酬を支給するものとし、その額は別表1に定める。

2 非常勤の役員は、報酬を支給するものとし、その額は別表2に定める。

(報酬の支給方法)

第 4 条 役員に対する報酬の支給の時期は、毎月21日(支給日が休日又は土曜日に当たるときは、これを前日に繰り上げる。)に、その月の全額を支払う。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費 用)

第 5 条 役員には、次のとおり旅費を支給するものとする。

(1)常勤の役員 別表3に定める額に基づく。

(2)非常勤の役員 別表4に定める額に基づく。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の計算)

第 6 条 月の途中における就任、退任、又は解任いずれの場合も、当該月の報酬額を全額支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公 表)

第 8 条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(退職金)

第10条 役員には、退職金を支給しない。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2(2020)年4月1日から施行する。
- 2 「役員の報酬及び退職金に関する規程(平成14(2002)年6月21日制定)」は、「役員の報酬に関する規程」と改める。

附 則 この規程は、令和3(2021)年7月29日から施行する。

別表1(常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	月額	100,000円
理 事	月額	10,000円
監 事	月額	300,000円

別表2(非常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額	
理 事	月額	20,000円
監 事	月額	120,000円

別表3(常勤の役員の旅費)

旅費の区分		支給額
理事会等会議への出席		公共交通機関による実費
職務執行のため出張した場合	鉄 道 費	旅客運賃
	船 賃	実 費
	航 空 費	実 費
	車 賃	実 費
	日 当	1,500円/1日
	宿 泊 料	1泊10,000円を限度として実費支給

別表4（非常勤の役員の旅費）

旅費の区分		支給額
理事会等会議への出席		公共交通機関による実費
職務執行のため出張した場合	鉄 道 費	旅客運賃
	船 賃	実 費
	航 空 費	実 費
	車 賃	実 費
	日 当	5,000円／1日
	宿 泊 料	1泊10,000円を限度として 実費支給

備考：

- (1) 特急料金、普通急行料金及び座席指定料金は片道100km以上の旅行に対して支給する。
- (2) 新幹線は新大阪を起点として、米原又は相生以遠の場合に利用できる。